

新型コロナウイルス感染症に対応した学習機会の確保等について

令和2年9月3日
教育総務課

1 第2波に備えたICT活用等による学習機会の確保に向けて

(1) 各校種による取組状況

新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休業や分散登校で、授業時間が予定時数よりも少なくなることを想定し、「子どもの学びを止めない」という視点に立った取組が必要である。

県立学校と小中学校ではネットワーク環境に違いがあることから、各校種ごとに以下のような取組を行っている。

【県立学校】資料 1-2

県立高校では、各生徒が自分のタブレットやスマホを利用し、自宅からでも学習できるよう、以下のようなオンライン学習を試行的に実施している。

また、ネットワーク環境がない生徒に対して、タブレット端末やモバイルルーターを貸し出すなど家庭での環境を整備する取組を行っている。

<動画視聴型>

スタディサプリ等民間事業者が提供する講義動画やNHK高校講座等を視聴。

<自作動画配信型>

自作の授業動画(授業映像、スライド動画等)をYouTubeやClassroomで配信し、視聴。

<ライブ授業型(同時双方向)>

Meet等を使用し、生徒と教員が同時に映像と音声をオンラインで繋いで双方向で授業。

<課題やりとり型>

教員が課題や指示を配信し、生徒はその課題を取り組み後、提出。

【小中学校】資料 1-3

小中学校では各家庭のネットワーク環境が異なることから主に知識・技能に係る内容について、右の図のように家庭で予習し、家庭で個別に学習することが難しい思考・判断・表現に係る内容を学校再開後に補完することをめざして準備を進めている。

また、今後の学校休業中の児童生徒の状況把握や学力保障に対応するため、Web会議システムの活用により、教員と友達と双方向で繋ぎ、学習を進めることができるよう、現在、市町村教育委員会と連携しながらWeb会議システムを活用した遠隔授業実証実験を行っている。

<遠隔授業実証実験動画(鳥取県教育委員会 YouTube チャンネル)>

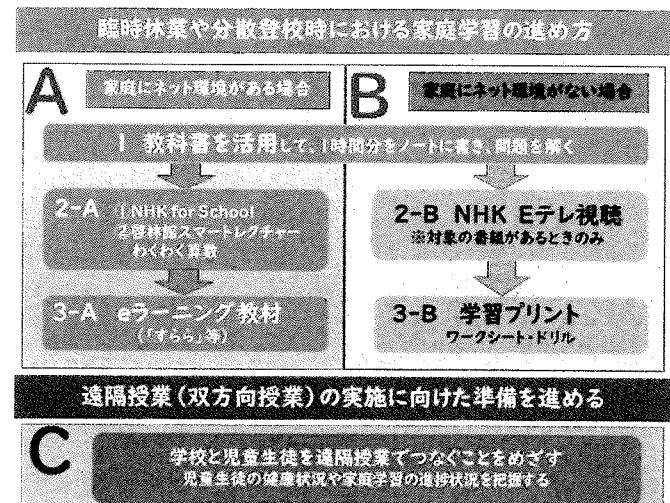
- 赤崎小学校オンライン授業 <https://www.youtube.com/watch?v=LWscqjH-S-E>
- 三朝町寺子屋プロジェクト <https://www.youtube.com/watch?v=3QHhJctsN8g>

(2) 県下共通の学習用ツールの活用 資料 1-4

新型コロナウイルス感染症の対応における学習機会の確保を図るとともに、GIGAスクール構想の実現に向けて、タブレット端末やネットワーク環境の整備を各市町村と協力しながら進めているところである。環境が整った市町村立学校に順次、現在、県立高校において試行的に使用しているGoogle社の学習用ツールを活用するためのアカウントを全教職員・全児童生徒に発行し、使用端末に左右されることのない環境で、小学校から高校まで継続した学びの実現を図る。

・遠隔授業(Google meet)

…Web会議システムを活用した双方向のオンライン授業。授業動画の配信授業。



- ・児童生徒との連絡ツール(Google classroom)
 - …健康観察、課題提示等を活用した家庭での学習支援。
- ・学習アプリによる学習(スタディサプリ、すららなど)
 - …AI機能を活用した個に応じた学びの提供。学び直しや個人の進度にあった学びが可能。

(3) 教員の ICT 活用指導力の向上 資料1-5

新たな学校訪問型研修として、教員研修用端末機とモバイル Wi-Fi を学校に持ち込み、学校の要望に応じた研修を行うとともに、研修後、学校で試行・実践できるように一定期間その機器を貸出し、活用してもらうことにより、教員の ICT 活用指導力を高める。

また、県内全小中学校においては、8月末までにウェブ会議システム(Google meet)を活用して「接続テスト」を実施するよう市町村に通知。

このテストを通して、各学校にウェブ会議システムを使用して、各学校や公共施設と接続できるスキルを持った教職員が1名以上在籍する体制に整える。

<GIGAスクール構想について> 資料1-6

○直近の動き

【児童生徒用タブレット端末、校内ネットワーク整備】

ICTを基盤とした先端技術を活用し、新時代の学びに必要となる環境整備を行う。

- ・全ての県立学校の校内LANを高速大容量化。

→県立学校(33校)の校内LAN等の整備については、年度内の整備完了に向け、順次 設計業務、工事を発注。

- ・特別支援学校のタブレット端末について、年度内の整備に向けて調達手続中。

・小・中学校の校内LAN及び端末整備についても、市町村において、年度内の整備に向けて順次実施中。

【教育ネットワークの増強】

- ・県内児童生徒の端末を授業等で円滑に使用できるよう、高速通信ネットワークへの接続を行うための環境を整備。(生徒系回線として新たに 10Gbps 増強)

【臨時休業時の貸出・補助制度】

- ・臨時休業時において、ICTを活用して教育活動を行う際、ネットワーク環境のない家庭へ貸し出すためのモバイルルーターを整備。

→モバイルルーター400台を整備の上、各県立高校の生徒に対し、臨時休業時においてインターネット環境のない家庭へ、学校の端末とともに貸出しを実施。

→一部市町村(7市町村)においても同様の制度を実施。

※公民館等公共施設の通信環境を利用し遠隔学習を実施する予定の市町村もあり。

【教員用タブレット整備】

- ・県立高校における教員の遠隔授業等に活用するため、配信用タブレット端末を整備。

2 高校入試対策 資料1-7

本県では新型コロナウイルス感染症の影響による学習の遅れについては、夏季休業期間の短縮や学校行事の精選、短縮授業等により回復できていることから、現時点では新型コロナウイルスの影響による出題範囲の変更は行わない方針。

なお、今後の感染状況によっては、出題範囲の縮小等を検討することも想定され、その場合は、速やかに情報提供するなど対応する。

また、一般入学者選抜検査当日に、感染者又は濃厚接触者となり受検できない生徒については、再募集入学者選抜検査と同日に、特別措置による検査を行う方針であり、中学校等の臨時休業の実施等を踏まえた対応については、以下のとおりとする。

- ・中学校等の部活動等において、中止となった大会等の代替大会等における実績・成績を評価することができる。
- ・推薦入試において、大会の実績等を評価の対象としている場合、代替措置として実技検査を行うことができる。
- ・新型コロナウイルス感染症に係る「出席停止」の日数が多いことをもって、入学志願者が不利益を被ることのないようにすること。

3 大学入学者選抜について[資料1-8]

大学入試共通テストについては以下のとおり日程が複数回設けられたが、今後の新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響に伴う詳細な対応については、今後示される国の動向を注視しながら適切に情報発信を行うなど、受験生が安心して受験できるよう支援を行っていく。

(i)令和3年1月16日・17日

(ii)令和3年1月30日・31日：学業の遅れを理由に選択する者、(i)を疾病等の理由で受験できなかつた者の追試験として実施

(iii)令和3年2月13日・14日：特例追試験((ii)を選択した入学志願者が疾病等を理由に受験できなかつた場合に備えて実施)

※受験生の選択を踏まえ、各受験生について校長が(ii)を受験することが適當かどうか判断

【参考：これまでの対応】

1 鳥取県独自の「鳥取型新型コロナ警報」の運用(6月30日以降)

警報等が発令された場合、感染者情報、感染経路等の状況や専門家チームの意見も踏まえ、市町村等関係機関と調整、協議しながら学校の臨時休業等の対応を決定していく。

当該学校は、「警報」発令の翌日から、ひとまず14日間、臨時休業することを基本とする。

ただし、その実施の規模及び期間等については、所轄の保健所の疫学調査を踏まえ、専門家と相談の上、以下の状況を総合的に判断して最終的に決定する。

- ・学校内における活動の態様
- ・接触者の多寡
- ・地域における感染拡大の状況
- ・感染経路の明否

※鳥取県新型コロナウイルス感染症対策行動計画に基づく対応

2 学校の臨時休業における対応(4月27日～5月6日)

(1) 休業中の学習機会の確保・健康管理

家庭訪問や電話連絡による健康管理、学習プリントやeラーニング教材(すらら等)、Web会議システムなどICTを活用した学習支援を実施。

<例>

【高等学校】

- ・オンライン学習支援システムを活用し、学校での授業を生徒の自宅にリアルタイムで配信するなど学習機会を確保するとともに、自宅の生徒の健康状態を確認

【小中学校】

- ・(岩美中学校)オンライン授業の試験的配信(4/28)
- ・eラーニングにかかる端末のない生徒へのタブレットの貸出
- ・臨時休業中の家庭での時間割(予定表)の作成・配布
- ・電話による児童生徒への健康状態の確認

(2) 居場所が必要な子どもへの対応

特別な事情により自宅で過ごすことができない児童生徒について、学校施設を開放するなど居場所を確保。

<例>

【小中学校】

- ・放課後児童クラブのほか、医療従事者等社会機能維持のために就業の継続が必要な職業の家庭の子どもについて、学校での子どもの預かりなどを対応

【特別支援学校】

- ・特別支援学校では、どうしても休業中の受入先が見つからない場合に、学校での受入れを実施(通学バスも運行)

3 アフターコロナの対応(5月7日～)

(1) 教室での密の回避(分散登校・分割授業)

県立高校では、教室での密を避けるため、1日に登校する学年、クラスを制限する分散登校を実施したり、1クラスの生徒を2教室に分割し、片方の教室で実際に授業し、リアルタイムで別の教室の生徒に観聴、参加させるなど分割授業を実施。

また、自宅生徒に対して双方向授業や課題配信などのオンライン学習を実施。

<オンライン授業動画(鳥取県教育委員会 YouTube チャンネル)>

- ・米子東高校 <https://www.youtube.com/watch?v=HgX125I3Gtg>
- ・倉吉東高校 <https://www.youtube.com/watch?v=oHOSxu3Rxrg>

(2) 登校時の密の回避(時差登校)

県立高校では、登校時の密を避けるため、分散登校に加えて時差登校を実施。また、高校生が登校時に列車内で鳥取型「新しい学校生活様式」に基づいた乗車マナーを守ることを徹底するため、6月15日、16日に「鳥取型「新しい学校生活様式」における高校生マナーアップ運動」を実施。

(3) 特別支援学校における通学バスの増便

基礎疾患等により感染による重篤化の恐れが高い特別支援学校の通学バス(乗車率が50%超)について、増便や大型化により感染リスクを軽減。

(4) 夏季休業期間短縮等による学習の遅れの回復 資料1-9

夏季休業期間の短縮や学校行事の精選、短縮授業等により学習の遅れを回復するとともに、第2波への備えとなる対策を行っている。

4 国への要望状況

(1) 少人数学級による感染症対策等

感染症対策として学校における三つの「密」を回避し、「新しい生活様式」を実現するため、小学校1年生の35人学級のみならず、さらなる少人数学級の拡充のため、教職員定数の改善を行うこと。併せて空き教室の活用等に必要な改修や設備・備品について財政支援を行うこと。

(2) オンライン授業における出席に係る考え方

遠隔授業について、学校が弾力的に標準授業時間数への算定や単位認定を行えるようにすること。

(3) 「GIGAスクール構想」事業の円滑な実施に向けて

「GIGAスクール構想」事業の円滑な実施に向け、交付決定等の各種手続きを迅速に行うとともに、構想の実現に向けて、一層の支援を行うこと。

5 その他

(1) 人権への配慮といじめ防止への対応 資料1-10

感染者、濃厚接触者、医療従事者、特定の地域、職業の方とその家族などに対する偏見や差別的な言動・いじめが、SNSなど様々な場面で起きていることから、相手の立場にたった思いやりのある行動をするよう、児童生徒及び保護者に人権への配慮といじめ防止についてのメッセージの発出や新型コロナウィルス感染症に係る学習教材を作成した。

また、鳥取県PTA協議会「新型コロナウィルス感染症に関する人権啓発メッセージ動画(YouTube)」の作成を支援した。

<新型コロナウィルス感染症に関する人権啓発メッセージ動画(鳥取県PTA協議会 YouTube チャンネル)>

<https://www.youtube.com/watch?v=5ja5t5xyQNY&feature=youtu.be>

(2) 鳥取県型「新しい学校生活様式」について

チラシを作成して各県立高校に配布し、各校のHPに掲載するとともに各生徒へ配布。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1204504/chirashi.jpg>

<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1204504/sinseikatu.jpg>

(3) コロナに打ち勝て！わかとり夢の特別大会(各種大会等の代替大会)

インターハイなどの大会が中止される中、運動部活動では、県高体連主催で24競技を全国に先駆けて6月7日(自転車競技(トラック))より鳥取県代替大会を開催。県高野連主催で2種目開催:硬式野球は、7月11日～31日の内9日間で21試合の開催(倉吉東高等学校が25年ぶりに優勝)。軟式野球は、7月11・12日の2日間で5試合の開催。サッカー、陸上、水泳、ソフトボール、自転車、フェンシングにおいてインターネットでライブ配信を実施。

文化部活動では、6部門(演劇、合唱、郷土芸能、放送、囲碁、将棋)を7月12日～10月25日に感染症対策を行いながら開催。郷土芸能の部門発表会では無観客でインターネットでライブ配信。Web開催となる全国高総文祭に参加するため、9部門(合唱、吹奏楽、器楽・管弦楽、日本音楽、吟詠剣詩舞、郷土芸能、マーチングバンド、弁論、自然科学)が動画撮影を実施。

また、県立高校の応援団やチアリーディング部の生徒の出演による、応援メッセージ動画を作成。

オンライン学習の普及について

高等学校課

1 オンライン学習について

- 今年3月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、県立高校ではオンライン学習システム（Google 社の G suite for Education）を全校に導入。臨時休業、分散登校の時期には、試験的に当該システムを使ったオンライン学習を実施。
- オンライン学習は、主に次のようなパターンの利用法を組み合わせて実践。

| | |
|---------------|--|
| 課題やりとり型 | 教員が課題や指示を配信し、生徒はその課題を取り組み後、提出。 |
| 動画視聴型 | YouTube 等に掲載されている授業映像等、またはスタディサプリ（アプリ）等の民間業者のオンライン教材を視聴。 |
| 自作動画配信型 | 自作の授業動画（授業映像、スライド動画等）を YouTube や Google のシステムで配信し、視聴。 |
| ライブ授業型（同時双方向） | 生徒と教員が同じ時間に映像と音声をオンラインでつないで双方向で授業。 |

2 臨時休業、分散登校時の活用方法

- 生徒のいない教室で教員が授業を行い、その動画をオンラインで生徒の家庭に配信し、生徒は動画を視聴しながら、同時双方向のチャットで生徒から質問等があれば教員が回答する。
- 事前（休業前）にプリントを生徒に配布しておき、プリントに沿った授業動画を作成。家庭の生徒に配信し、後日、当該授業動画に沿った課題を配信し、回答させる。
- 1クラスの生徒を2つの教室に分散させ、片方の教室で教員が実際に授業を行い、もう一方の教室では生徒がその動画を視聴。テレビ会議のような形式で、別教室の生徒も動画で教員に質問をリアルタイムに行う。

3 現在のオンライン学習の実践状況

オンライン学習に着手してみて、家庭学習の促進や個々の生徒にあった学習支援等の効果がみられることから、各校では次のような活用に取り組んでいるところ。

また、6月補正予算ではオンライン学習の推進の一環として、動画視聴型のオンライン教材等を各校に導入した。

- 生徒に課題を配信して解答させ、生徒の正答率が低かった問題等については必要に応じて教員が解説を行う。
- パワーポイントで作成したスライド動画を視聴させ、課題を提示し、生徒に解答させる。
- 民間事業者のオンライン教材を活用し、教材を用いた有効な学習方法や課題の取り組み方などを教科ごとに教員が指導する。
- 教員が自作した授業映像をあらかじめ生徒に視聴させておき、事前学習を前提としたさら理解を深める授業を行う。

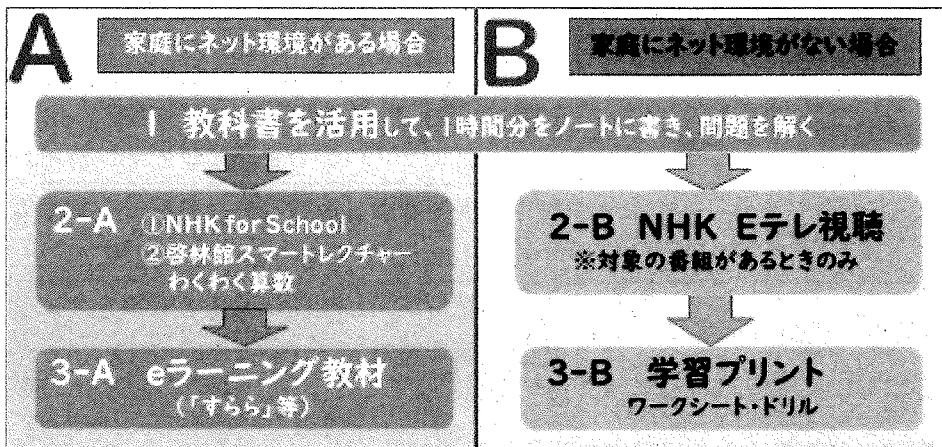
臨時休業や分散登校時における「学びの保障」について

小中学校課

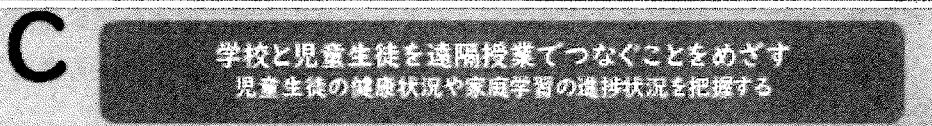
【基本的な考え方】

新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休業や分散登校で、授業時間が予定時数よりも少なくなることを想定し、「子どもの学びを止めない」という視点に立った取組が必要である。以下に示すような取組によって、主に知識・技能に係る内容について家庭で予習し、家庭で個別に学習することが難しい思考・判断・表現に係る内容を学校再開後に補完することをめざす。

臨時休業や分散登校時における家庭学習の進め方



遠隔授業（双方向授業）の実施に向けた準備を進める



【A 家庭にネット環境がある場合】

(1) 教科書を利用する。

※学校稼業中に、教科書の活用方法（自宅で自ら学習を進める方法）を指導しておく。

※算数、数学については「スマートレクチャー」を活用することで、教科書でわかりやすく学ぶことができる。

(2-A) 「NHK for School」など、ネットやテレビなどの動画や教材を利用する。

※一方で、解説や実験動画などがあり、個人で学習した内容の理解を促進させることができる。

(3-A) e ラーニング教材（「すらら」等）を利用する。

※児童生徒の習熟度に応じて、どの学年のどの単元からでも学習を始めることができる。

※AI機能によって、解くことができなかつた問題について、どの部分につまずいているかを分析し、必要となる学習内容が提示される。

※教員が管理画面等でリアルタイムに児童生徒の学習の状況を把握したり、個別にメッセージ等のやりとりをしたりすることができる。

【B 家庭にネット環境がない場合】

(1) 教科書を利用する。

(2-B) 「NHK Eテレ」など、テレビの番組や教材を利用する。

※時間の指定や動画本数の少なさなどの課題はあるが、児童生徒が学習に関連する番組を見て学習を進めることができる。

(3-B) 学習プリントを利用する。

※児童生徒が各自で学校から配布されたワークシートやドリルに取り組み、解答を見て自己採点する。

【C 学校と児童生徒を遠隔授業でつなぐことをめざす】

(1) 遠隔授業が必要となる背景

第2波、第3波による学校休業を想定したとき、家庭学習として復習の内容だけではなく、未習の内容についても学習を進めることが必要となる。また、児童生徒は家庭内で長時間過ごすことになり、精神的に不安定になることも予想される。

そのため、ウェブ会議システムを活用することにより、先生や友達、友達と友達を双方向でつなげる手段を準備しておくことが必要である。

(2) 遠隔授業の実施方法例

| 配信時間割(例) | | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
| 9:00~ | 6年 (国) | 5年 (算) | 4年 (国) | 3年 (算) | 2年 (学) |
| 9:30~ | 1年 (国) | 6年 (算) | 5年 (国) | 4年 (算) | 3年 (学) |
| 10:00~ | 2年 (国) | 1年 (算) | 6年 (国) | 5年 (算) | 4年 (学) |
| 10:30~ | 3年 (国) | 2年 (算) | 1年 (国) | 6年 (算) | 5年 (学) |
| 11:00~ | 4年 (国) | 3年 (算) | 2年 (国) | 1年 (算) | 6年 (学) |
| 11:30~ | 5年 (国) | 4年 (算) | 3年 (国) | 2年 (算) | 1年 (学) |

1 「配信スタジオ」となる教室を設置する
 (1) 教室の黒板が背景になるようにカメラを設置
 (2) 児童生徒の顔が確認できるようにプロジェクターや大型TVを設置
 2 ウェブ会議システムを活用して学校と家庭の児童生徒をつなぐ
 (1) 児童生徒の健康観察や宿題の進捗状況等を確認する
 (2) 可能であれば、オンライン授業を行う(国・算を中心に)
 ※理・社はNHK for Schoolを活用する
 3 状況に応じて時間割を工夫する

遠隔授業専用の教室を設置し、時間割に従って、担当する教員が授業を配信する。

| 児童に示す家庭学習の時間割(例) | | | | | |
|------------------|--|---------------------|--|---|--|
| 時割部 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
| 9:00~ | ライブ (国) | 教科書 (算) | A(自習) 教科書を利用した自主学習 NHK for School eラーニング教材 | A(社) 教科書を利用した自主学習 NHK for School eラーニング教材 | 自習 |
| 9:30~ | eラーニング 教材 (国) | ライブ (算) | NHK for School eラーニング教材 | NHK for School eラーニング教材 | A(自習) 教科書を利用した自主学習 NHK for School eラーニング教材 |
| 10:00~ | A(理) 教科書を利用した自主学習 NHK for School eラーニング教材 | eラーニング 教材 (算) | ライブ (国) | 教科書 (算) | NHK for School eラーニング教材 |
| 10:30~ | NHK for School eラーニング教材 | 自習 | eラーニング 教材 (国) | eラーニング 教材 (算) | 自習 |
| 11:00~ | A(自習) 教科書を利用した自主学習 NHK for School eラーニング教材 | A(社) | A(理) 教科書を利用した自主学習 NHK for School eラーニング教材 | eラーニング 教材 (算) | ライブ (学) 今週の振り返り 来週の予定 宿題の確認等 |
| 11:30~ | NHK for School eラーニング教材 | 自習 | NHK for School eラーニング教材 | 自習 | 自習 |

児童生徒は、時間割に合わせて、家庭にあるPC端末からウェブ会議システムに接続し、遠隔授業に参加する。

(3) ネット環境がない家庭への対応

- ・タブレット端末やモバイルルーター等を家庭へ貸し出す。
 - ・感染防止に十分な配慮をしたうえで、ネット環境が整備されている学校や地域の公民館等に児童生徒を集めて指導する。
 - ・電話連絡、家庭訪問(感染防止に十分な配慮をしたうえで)等により、学習状況を確認する。
- ※学校におけるネット環境やICT機器の整備、ネット環境がない家庭への個別対応など、解決しなければならない課題は多いが、「双方向の遠隔授業」を実現できる準備を進めておく必要がある。

遠隔授業実証実験について

小中学校課

1. 目的

ICTを活用した教育を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症による長期の学校休業に備えるため、学校休業中の児童生徒の状況把握や学力保障を目指し、市町村教育委員会と連携しながらウェブ会議システムを活用した遠隔授業実証実験を行う。

2. 遠隔授業が必要となる背景

コロナ禍による第2波、第3波による学校休業を想定したとき、家庭学習として復習の内容だけではなく、未習の内容についても学習を進めることができることとなる。また、児童生徒は家庭内で長時間過ごすことになり、精神的に不安定になることも予想される。

そのため、ウェブ会議システムを活用することにより、先生や友達と双方向でつなげる手段を準備しておくことが必要であると考える。そこで、学びの改革推進室では、実際に「遠隔授業」の実証実験を行い、その知見を広く県内の学校へ発信していく予定。

3. 遠隔授業実証実験の取組

◆4月28日（火）岩美町教育委員会
岩美中学校3年「朝の会（健康観察）」「数学」「理科」

◆5月15日（金）琴浦町教育委員会
赤崎小学校6年「算数」

【実証実験の目的】
○学校休業の長期化を想定し、児童がウェブ会議システムに接続し、家庭で授業を受講できるようにする。

【遠隔授業の概要】
①担任は、教室内からウェブ会議システムに接続する。
②生徒は自宅からタブレットやパソコンでウェブ会議システムで教室内と接続する。
③担任は、教室内から授業を配信し、生徒は自宅から受講する。その中で、担任は生徒に問い合わせたり発表させたりなど双方向のやりとりを取り入れる。

【実証実験の目的】
○3密を避けるため、2つの教室に分かれた児童が担任の授業を同時に受講できるようにする。
○学校休業の長期化を想定し、児童がウェブ会議システムに接続し、家庭で授業を受講できるようにする。
○分散登校時、登校している児童と家庭にいる児童が担任の授業を同時に受講できるようにする。

【遠隔授業の概要】
①担任は、A教室で半数の児童に授業を行つ。同時にウェブ会議システムに接続する。
②半数の児童は、B教室で一人一台タブレットを持ち、ウェブ会議システムに接続し授業を受ける。
③担任は、授業の中でB教室の児童に問い合わせなど、双方のやりとりを取り入れる。（色カード活用）

◆7月10日（金）三朝町教育委員会
三朝小学校6年「算数」

◆7月14日（火）日吉津村教育委員会
日吉津小学校5年「算数」

【実証実験の目的】
○学校休業の長期化を想定し、学校と地域の公共施設をウェブ会議システムに接続し、複数の公共施設で授業を受講できるようにする。

【遠隔授業の概要】
①担任は、教室で授業を行つ。同時にウェブ会議システムに接続する。
②各公民館と教室内をウェブ会議システムに接続し、プロジェクトを通して映像を映す。
③各公民館にいる児童は、授業を受ける。担任は、授業の中で公民館にいる児童に問い合わせなど、双方のやりとりをする。（色カード活用）

【実証実験の目的】
○学校休業の長期化を想定し、担任用教室と「Wi-Fiステーション」の設置場所にいる児童一人一人の席をウェブ会議システムで接続する体制を構成して、家庭で先授業を受講できるようにする。

【遠隔授業の概要】
①担任は、教室で授業を行つ。同時にウェブ会議システムに接続する。
②「Wi-Fiステーション」にいる児童の席を教室用ウェブ会議システムで接続する。
③「Wi-Fiステーション」にいる児童は、専用で授業を受ける。授業担当者は、授業の中で「Wi-Fiステーション」にいる児童に問い合わせなど、双方のやりとりをする。（色カードの活用）

県下共通の学習用ツールの活用について

教育環境課

GIGAスクール構想に伴う児童生徒の端末の利用に当たり、必須となる児童・生徒のアカウントについて、現在、県立高校において試行的に使用しているGoogle社の学習用ツールを、市町村立学校の教職員・児童生徒にも発行し、使用端末に左右されることのない環境で、小学校から高校まで継続した学びの実現を図る。

※家庭の端末等からでも利用可能であり、臨時休業時の際の有効な連絡手段となる。

【活用するツール】

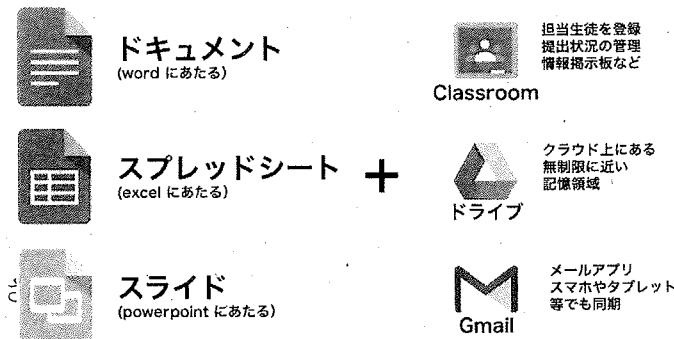
G Suite for Education (電子メール、ワープロ、表計算、プレゼン、小テストなどが可能)

※インターネット上のクラウドを活用したソフトであり、OS依存しない。

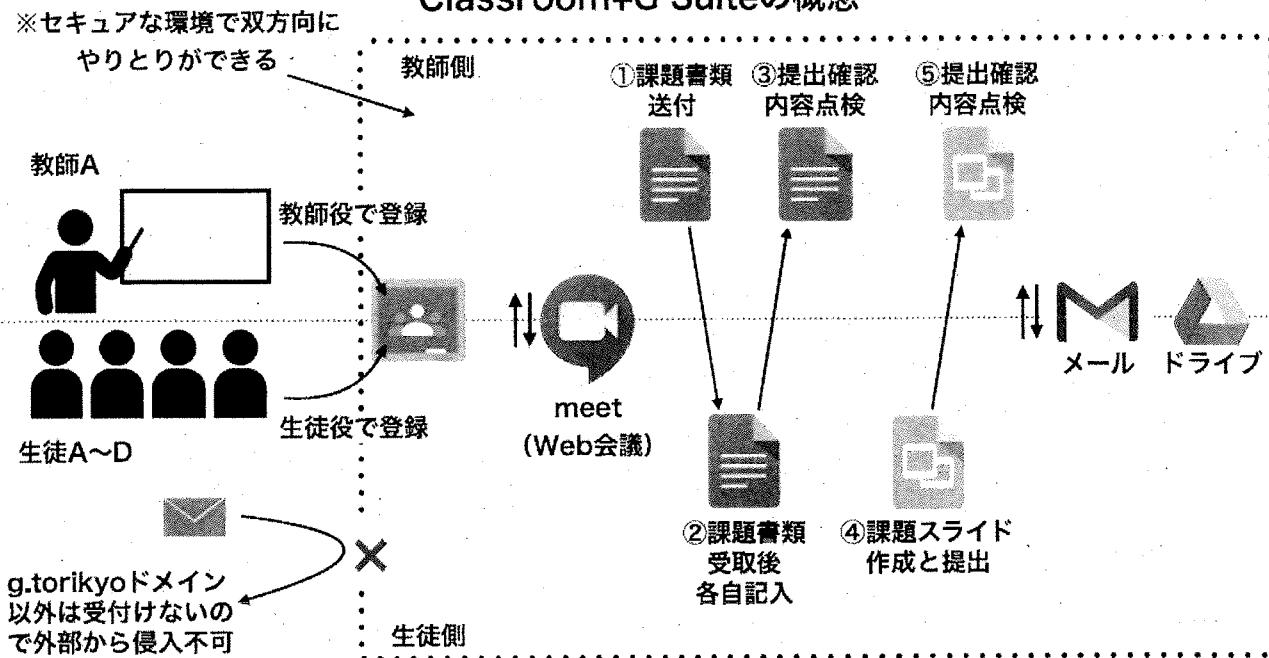
Classroom (クラスごとのグループ作成、教師からの課題配信、生徒からの提出等が可能) など

主に活用するクラウド学習アプリ

主に活用するクラウド学習アプリ



Classroom+G Suiteの概念



【発行の方法等】

教職員・児童生徒全員分のアカウントを、県教育委員会が発行 (ライセンス料 無料)

※奈良県、神奈川県、埼玉県、広島県などでも活用

GIGAスクール構想の実現に備えた 新たな学校訪問型研修の実施について

令和2年9月3日
鳥取県教育センター

P C端末機とモバイルWi-Fiを学校に持ち込み、学校の要望に応じた研修を行うとともに、研修後、学校で試行・実践できるように一定期間その機器を貸出します。※令和2年8月中旬より対応。

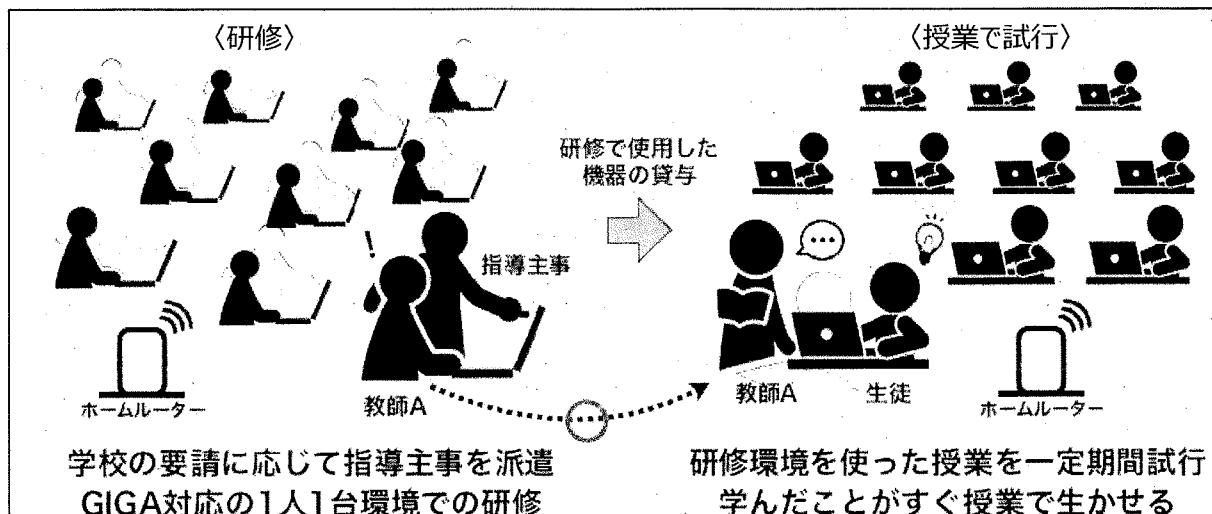
【学校訪問型研修(出かけるセンター)のイメージ】

- 複数のP C端末機とインターネット通信環境を用意して研修を行いますので、研修場所を問わず、通信環境が整ったP C端末機一人一台環境で研修を行うことができます。
- P C端末機(Ch r o m e b o o k)80台、モバイルWi-Fi 20台ありますので、この範囲内で、ご用意します。(同時期に複数の学校から依頼がある場合等、用意する台数の制限はあります)
- 研修内容は、学校の要望に応じて組み立てますので、ご相談ください。

[研修内容例]

- ・G suite for Education 等の学習用ツールの操作研修
- ・1人1台端末を活用した模擬授業
- ・授業実践事例の紹介

※学校訪問型研修では、i P adを使用した研修も可能です。



※教職員のICT活用能力向上に係る今後の研修について

1 スケジュール

| | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----------------|-------------|---------------------------------|-------------------------|-----|--|------------------|----|----|----|
| 核となる人材の育成 | | | オンライン学習の テスト実施 | | ●情報化推進リーダー研修 ●次期リーダー育成研修 ●出かけるセンター | | | | → |
| 管理職の意識の向上 | ●新任 教頭研修 | 一 学 び の 姿 提 示 | ブ ック の ハ ンド | | ●土曜自主セミナー | 校内研修、模擬授業、授業研究会等 | | | → |
| 一人一人の教員の指導力の向上 | | ●出かけるセンター | | | ●校長研修 | 校内研修、授業研究会等 | | | → |

※本年度は、校内における教職員の意識向上及び授業イメージ作り、基礎的活用力の習得を重点とする

2 今後申込可能な研修

| | | |
|----------------------------|--|--|
| ICT活用教育①基礎編 | 9月29日(火)、10月5日(月)、10月30日(金)、 11月13日(金)、12月1日(火) | 登録システムにて 申込受付中 |
| 内容 | ・タブレット端末を活用した授業づくり | |
| ICT活用指導力向上研修 | (上記のICT活用教育①基礎編と合同開催) | 登録システムにて 申込受付中 |
| 内容 | ・タブレット端末を活用した授業づくり | 対象 |
| | | ICT指導力に課題を感じる教員 ※1 |
| 次期リーダー育成研修(希望者) | 10月以降実施予定 (リーダーとともに校内の情報化をけん引する教員を育成) | 備考: 東・中・西部会場別日程で Google Classroom の操作 演習を中心に実施予定 |
| 内容 | ・1人1台端末での授業づくり | 開催要項が 決定次第 登録システムで申込 |
| 土曜自主セミナー(希望者) | 9月以降に実施予定 ※2 | 開催要項が 決定次第 登録システムで申込 |
| 内容 | ・ICTを活用した授業づくり | |
| 出かけるセンター(指導主事派遣研修)(希望する学校) | | 電話にて 申込受付中 |
| 内容 | ・ICT活用教育 情報モラル教育 等 | |

※1: 昨年度末に実施した文部科学省の調査「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」、「3. 教員のICT活用指導力等の実態」の大項目B「授業にICTを活用して指導する能力」、大項目C「児童生徒のICT活用を指導する能力」のいずれかで「1: ほとんどできない」に該当する場合、受講が必要です。

※2: 開催要項については今後、教育センターHPでお知らせします。

いよいよ開始

GIGAスクール構想による一人一台端末整備に対応 ICT活用教育学校訪問型研修 募集開始



【教育センターに整備完了】

Chromebook 80 台 + モバイル Wi-Fi 20 台
iPad 50 台

これらの機材を学校に持ち込んで研修を行います

中学校区で
小中集まって
研修できる！

<3大ポイント>

- ① 近い将来実現する1人1台端末環境をいち早く体験^{*1}
- ② Wi-Fi接続のPCで学校・公民館等で研修が可能
- ③ 研修で使用した機材を一定期間貸出して授業実践^{*2}

導入までに
運用のイメージ
が持てる！

研修内容例

- ・ G suite等のクラウド型学習ツールの操作研修
- ・ 1人1台端末を活用した模擬授業体験
- ・ 授業実践例の紹介や端末を活用した授業づくり

研修機材を
使って授業で
試せる！

○申し込み先

鳥取県教育センター ☎ 0857-26-2586

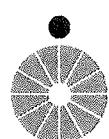
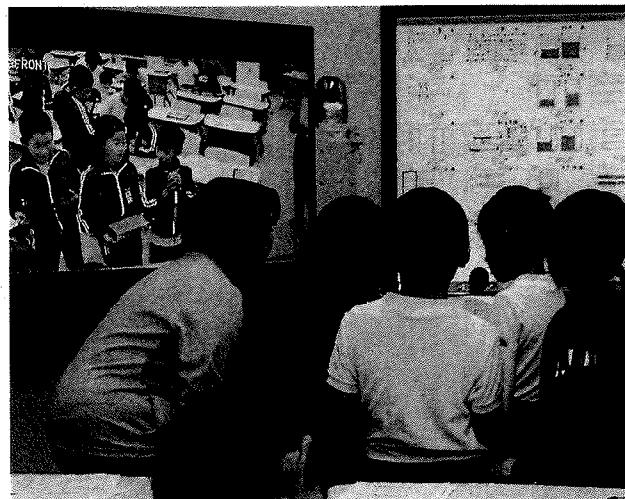
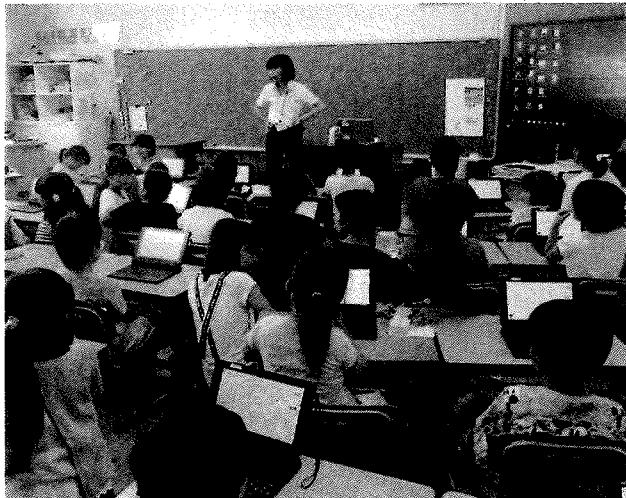
*1 同時期に複数の依頼がある場合、用意する台数に制限があります。

*2 iPadについては、研修後の貸出は行いません。

GIGAスクール 構想の実現へ

1人1台端末は令和の学びの「スタンダード」

多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たち一人一人に公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現へ

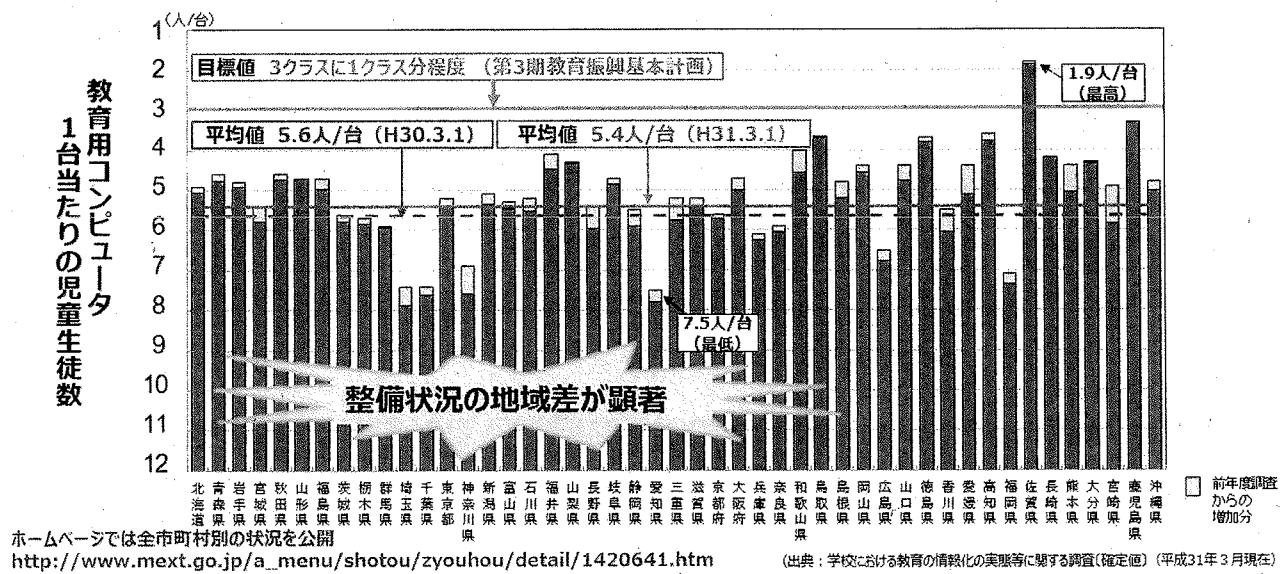


文部科学省

現 狀

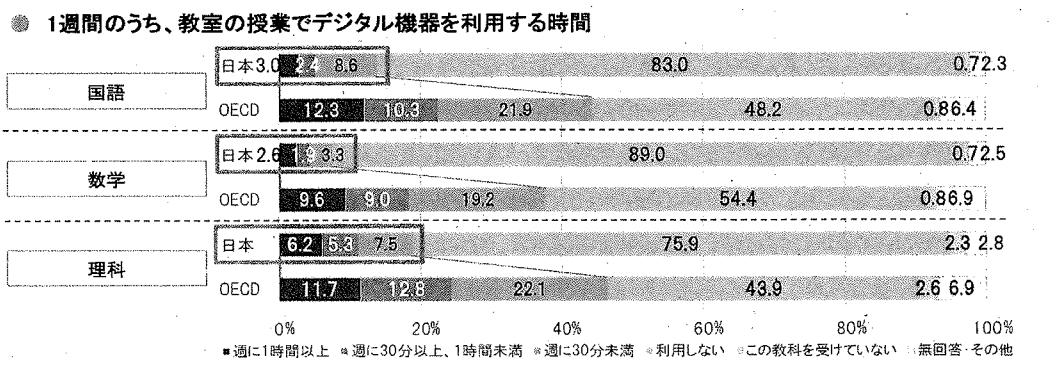
1 学校の I C T 環境整備状況は脆弱かつ危機的な状況

- ✓ 学校のICT環境整備状況は脆弱であるとともに、地域間での整備状況の格差が大きい危機的状況



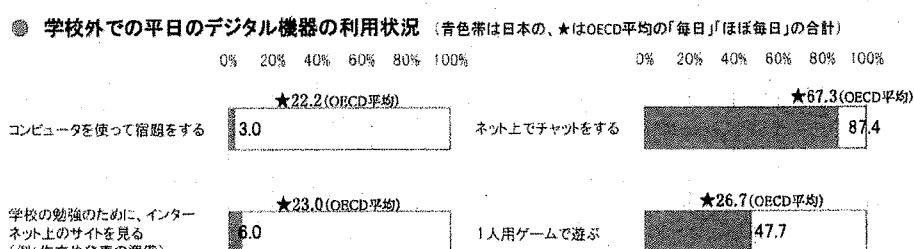
2 学校における I C T 利活用は世界から後塵を拝している状況

- ✓ 学校の授業におけるデジタル機器の使用時間はOECD加盟国で最下位



③ 子供の学校外でのICT使用は「学習外」に比重

- ✓ 校校外でのIT利用は、学習面ではOECD平均以下、学習外ではOECD平均以上



(出典：OECD生徒の学習到達度調査（PISA2018）「ICT活用調査」)

GIGAスクール構想

- ✓ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する
- ✓ これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す

これまでの
教育実践の蓄積

× ICT =

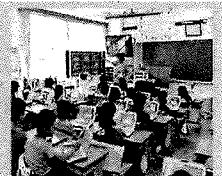
学習活動の一層の充実
主体的・対話的で深い学びの視点からの
授業改善

「1人1台端末」ではない環境

一斉学習

- ・教師が大型提示装置等を用いて説明し、子供たちの興味関心意欲を高めることはできる

学びの深化



「1人1台端末」の環境

個別学習

- ・全員が同時に同じ内容を学習する（一人一人の理解度等に応じた学びは困難）

学びの転換



協働学習

- ・意見を発表する子供が限られる

- ・教師は授業中でも一人一人の反応を把握できる
- 子供たち一人一人の反応を踏まえた、双方向型の一斉授業が可能に

- ・各人が同時に別々の内容を学習
- ・個々人の学習履歴を記録
- 一人一人の教育的ニーズや、学習状況に応じた個別学習が可能



- ・一人一人の考えをお互いにリアルタイムで共有
- ・子供同士で双方向の意見交換が可能に
- 各自の考えを即時に共有し、多様な意見にも即時に触れられる

ICTの活用により充実する学習の例

- 調べ学習 課題や目的に応じて、インターネット等を用い、様々な情報を主体的に収集・整理・分析
- 表現・制作 推敲しながらの長文の作成や、写真・音声・動画等を用いた多様な資料・作品の制作
- 遠隔教育 大学・海外・専門家との連携、過疎地・離島の子供たちが多様な考えに触れる機会、入院中の子供と教室をつないだ学び
- 情報モラル教育 実際に情報・情報技術を活用する場面（収集・発信など）が増えることにより、情報モラルを意識する機会の増加

GIGAスクール構想の実現に向けた環境整備

GIGAスクール構想の実現

令和元年度補正予算額 2,318億円
公立:2,173億円、私立:119億円、国立:26億円

(1) 校内通信ネットワークの整備

- 希望する全ての小・中・特支・高等学校等における校内LANを整備
加えて、小・中・特支等に電源キャビネットを整備

公立 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村
補助割合：1/2 ※市町村は都道府県を通じて国に申請

私立 補助対象：学校法人
補助割合：1/2

国立 補助対象：国立大学法人、
(独) 国立高等専門学校機構
補助割合：定額

(2) 児童生徒1人1台端末の整備

- 国公私立の小・中・特支等の児童生徒が使用するPC端末を整備

公立 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村等
補助割合：定額（上限4.5万円）

※市町村は都道府県を通じて国に申請

私立 補助対象：学校法人
補助割合：1/2（上限4.5万円）

国立 補助対象：国立大学法人
補助割合：定額（上限4.5万円）

支援メニュー

① 校内LAN整備 + 端末整備

② 端末独自整備を前提とした
校内LAN整備

③ LTE通信費等独自確保を
前提とした端末整備

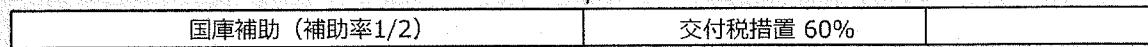
措置要件

- 「1人1台環境」におけるICT活用計画、さらにその達成状況を踏まえた教員スキル向上などのフォローアップ計画
- 効果的・効率的整備のため、国が提示する標準仕様書に基づく、都道府県単位を基本とした広域・大規模調達計画
- 高速大容量回線の接続が可能な環境にあることを前提とした校内LAN整備計画、あるいはランニングコストの確保を踏まえたLTE活用計画
- 現行の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」に基づく、地方財政措置を活用した「端末3クラスに1クラス分の配備」計画

校内通信ネットワーク整備事業に係る地方財政措置（イメージ）

(1) 令和元年度補正予算の場合

補正予算債 100%



(2) 文部科学省において令和元年度補正予算を繰り越し、令和2年度事業として実施する場合

交付税措置

50%



学校のICT環境整備に係る地方財政措置

文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。

このために必要な経費については、2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じることとされています。

目標としている水準と財政措置額

- 学習者用コンピュータ 3クラスに1クラス分程度整備
- 指導者用コンピュータ 授業を担任する教師1人1台
- 大型提示装置・実物投影機 100%整備
各普通教室1台、特別教室用として6台
(実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備)
- 超高速インターネット及び無線LAN 100%整備
- 統合型校務支援システム 100%整備
- ICT支援員 4校に1人配置
- 上記のほか、学習用ツール^(※)、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備
(※) ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通で必要なソフトウェア

標準的な1校当たりの財政措置額

都道府県 高等学校費 434万円（生徒642人程度）

特別支援学校費 573万円（35学級）

市町村 小学校費 622万円（18学級）

中学校費 595万円（15学級）

“すぐにでも” “どの教科でも” “誰でも”使えるICT**検索サイトを活用した調べ学習**

- 一人一人が情報を検索し、収集・整理
- 子供たち自身が様々な情報にアクセスし、主体的に情報を選択する

**一斉学習の場面での活用**

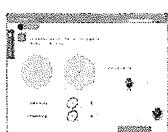
- 誰もがイメージしやすい教材提示
- 一人一人の反応や考えを同時に把握しながら双方向的に授業を進める

**文章作成ソフト、プレゼンソフトの利用**

- 子供たち一人一人が考えをまとめて発表
- 共同編集で、リアルタイムで考えを共有しながら学び合い

**一人一人の学習状況に応じた個別学習**

- デジタル教材を活用し、一人一人の学習進捗状況を可視化
- 様々な特徴を持った生徒によりきめ細やかな対応を行う

**“1人1台”を活用して、教科の学びを深める。教科の学びの本質に迫る。****国語****書く過程を記録し、よりよい文章作成に役立てる**

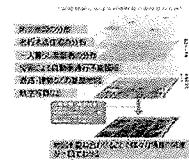
- 文書作成ソフトで文章を書き、コメント機能等を用いて助言しあう
- 文章作成ソフトの校閲機能を用いて推敲し、データを共有する

**算数・数学****関数や図形などの変化の様子を可視化して、繰り返し試行錯誤する**

- 画面上に表示した二次関数のグラフについて、式の値を変化させて動かしながら、二次関数の特徴を考察する
- 正多角形の基本的な性質をもとに、プログラミングを通して正多角形の作図を行う

**社会****国内外のデータを加工して可視化したり、地図情報に統合したりして、深く分析する**

- 各自で収集したデータや地図を重ね合わせ、情報を読み取る
- 分析した情報を、プレゼンソフトで、わかりやすく加工して発表



(国土交通省HPより引用)

理科**観察、実験を行い、動画等を使ってより深く分析・考察する**

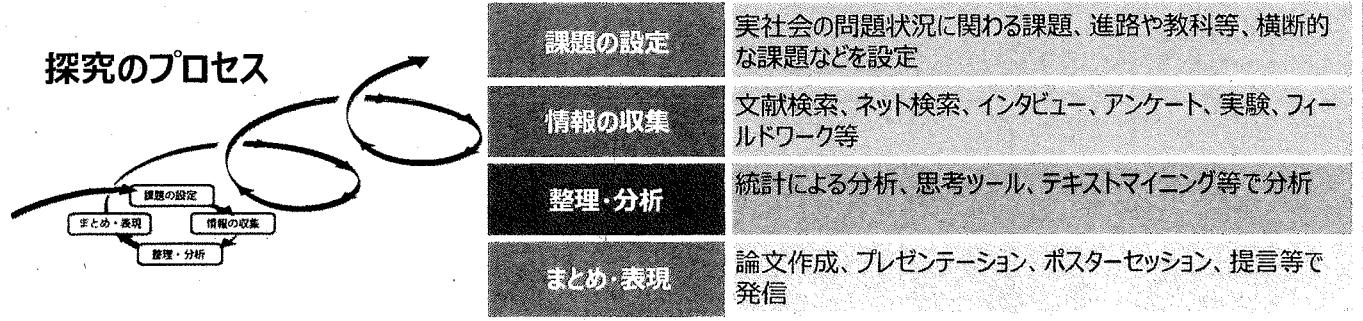
- 観察、実験を動画等で記録することで、現象を科学的に分析し、考察を深める
- 観察、実験のレポートやプレゼンテーション資料などを、写真やグラフを挿入するなどして、一人一人が主体的に作成する

**外国語****海外とつながる「本物のコミュニケーション」により、発信力を高める**

- 一人一人が海外の子供とつながり、英語で交流・議論を行う
- ライティングの自動添削機能やスピーキングの音声認識機能を使い、アウトプットの質と量を大幅に高める

**“1人1台”を活用して、教科の学びをつなぐ。社会課題の解決に生かす。****ICTを含む様々なツールを駆使して、各教科等での学びをつなぎ探究するSTEAM教育***

※Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育

探究のプロセスにおける様々な場面において、ICTを効果的に活用することができる

学びへの期待

「令和の学びのスタンダード」に向けたメッセージ

文部科学省初等中等教育局長 **丸山 洋司**

総務省自治財政局長 **内藤 尚志**

GIGAスクール構想により、特別な支援を必要とするなどの多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化され、創造性を育む学校教育を実現できるよう全力を尽くしてまいります。

文部科学省では、関係省庁や関係団体と連携・協力し、ハード面の整備だけでなく、ソフト面や指導体制を一体とした教育改革を推進します。

各地方公共団体、教育委員会におかれましては、千載一遇のこの機会を絶対に逃すことなく、関係者が一丸となって取り組んで頂きますよう、よろしくお願ひいたします。

総務省情報流通行政局
情報流通振興課長 **吉田 正彦**

経済産業省商務・サービスグループ
商務・サービス審議官 **藤木 俊光**

現在、我が国が迎えつつあるSociety5.0時代は、ICTの活用が前提となる世界です。そうした時代において、子どもたち一人一人がICTを利用できるGIGAスクール構想は極めて重要な取組と認識しています。

総務省では、GIGAスクール構想を支える情報通信環境の整備として、光ファイバ網の整備や、新たな技術である5Gの学校現場での活用の実証等を行っていくこととしており、セキュリティ等の観点にも十分留意しながら、GIGAスクール構想が実りある成果を生み出していくことを期待しています。

全国知事会文教環境常任委員長
長野県知事 **阿部 守一**

全国市長会社会文教委員長
埼玉県本庄市長 **吉田 信解**

Society5.0時代を生きる子どもたちには、変化が激しく予測不可能な社会において、自ら未来をたくましく切り拓いていく主体性や豊かな創造性を身に着けることが求められています。

教育におけるICTの効果的な活用は、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人ひとりに個別最適化された学びや創造性を育む学びの実現につながることが大いに期待されているところです。

全国知事会としても「Society5.0時代の礎」となる人材を育成し、新たな時代における地方創生を推進するため、「GIGAスクール構想」の実現に取り組んでまいります。

全国町村会行政委員長
徳島県那賀町長 **坂口 博文**

全国都道府県教育委員会連合会会長
東京都教育委員会教育長 **麻田 裕司**

農山漁村は、豊かな自然や伝統文化、人とのつながりなど、恵まれた環境に囲まれている一方、地理的ハンディを抱えています。

「GIGAスクール構想」によるICT環境の整備は、こうしたハンディの克服はもとより、子どもたちが多様なコンテンツに触れることが、都市部や海外との交流を可能にすることで、新しい価値の発見や地域が持つ魅力への気づき、そして思考力と創造力を育むことにもつながります。

子どもたちは、これから日本と地域を支える大切な宝物です。一人一人の個性を伸ばし、Society5.0時代に活躍する人材の育成に結びつくよう、本構想の着実な推進を期待しています。

指定都市教育委員会協議会会長
北海道札幌市教育委員会教育長 **長谷川 雅英**

全国都市教育長協議会会長
群馬県高崎市教育委員会教育長 **飯野 真幸**

令和2年度から順次全面実施を迎える新学習指導要領において、「情報活用能力」が子どもたちの学習の基盤となる資質・能力として明確に示されました。

ICTが高度化していく社会において、情報活用能力の育成を通して「生涯にわたって能動的に学び続ける」力を育むためには、子どもたちが日常的にICTを活用できる環境を整えるとともに、これを生かした学習活動の充実を図ることが重要です。

指定都市教育委員会協議会としましても、本構想に基づく取組を一層推進し、子ども一人一人の力を最大限引き出す「令和の学びのスタンダード」の実現に努めてまいります。

全国町村教育長会会長
広島県安芸太田町教育委員会教育長 **二見 吉康**

主体的・対話的・深い学びを実現し子供たちの未来の学びを構築するため、教師の適切な指導とICT教育環境整備は不可欠で急務です。全国の町村教委は、子供たちの学習活動がより充実されるよう、それぞれの学校に整備の具体的な計画を策定し実行されることが望まれます。全国のすべての子供たちがPC端末を1人1台日常的に活用し、教科の学びを深め、教科の学びをつなぎ、社会課題の解決に生かしていく学習環境が実現されることを期待しています。そのことにより都市部と地方の子供たちや教師同志がつながり、学びと学びがつながり、指導と指導がつながることを望んでいます。

総務省では、これまで学校のICT環境の整備に要する経費として、単年度1,805億円を地方財政計画に計上し、地方交付税により措置してきたところです。

このたびGIGAスクール構想の実現に向け、令和元年度補正予算において、児童生徒1人1台端末の整備とあわせ、学校における高速大容量のネットワーク環境の整備を推進することとされたことを受け、校内LANの整備に係る地方負担について、補正予算償等による地方財政措置を講じることとしています。

地域間格差が生じないよう、それぞれの地域で円滑に情報機器の整備等が行われ、Society5.0時代にふさわしい学校教育が行われますことを期待しております。

経済産業省商務・サービスグループ
商務・サービス審議官 **藤木 俊光**

Society5.0時代を生きる子ども達は、さらにその先の「未来社会の創り手」となるべく、確かな基礎学力を土台にした創造性を育む必要があります。そのため、経済産業省では、「未来の教室」実証事業を通じ、一人ひとりに対してEdTech等を活用した個別最適化された学びや、社会課題に向き合い創造性を育む「学びのSTEAM化」を推進しております。

2020年度においては、「GIGAスクール構想」の上で、教育の先進事例を創出する「未来の教室」実証事業を、より発展的に実施する予定です。また、多くの子ども達にEdTechを活用する機会を創出する「EdTech導入実証事業」を実施、学びの改革を全国に広げてまいります。

全国市長会社会文教委員長
埼玉県本庄市長 **吉田 信解**

今般、政府は、国家プロジェクトとして、GIGAスクール構想を実現する意思を示されました。現場を担う都市自治体としても、すべての子ども達が真に時代に合った、そして次代を拓く教育を受けられるよう、尽力していきたいと考えています。そのためには、国が主体となって事業に取り組んでいただく必要があります。地方自治体では、ICT支援員の不足等の課題が多い現状にありますので、国の十分な支援をお願いします。また、このプロジェクトの実現に向け、地方財政の厳しい状況に鑑み、継続的な財政支援策を講じていただくことを期待します。

全国都道府県教育委員会連合会会長
東京都教育委員会教育長 **麻田 裕司**

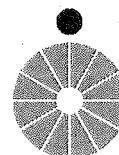
現在、各学校では、Society5.0時代に向けた人材育成や、教員の働き方改革に積極的に取り組んでいます。これらの取組をより効果的に推進するためには、ICT機器・環境整備の充実が不可欠です。

ICTの効果的な活用により、児童・生徒の学習に対する興味や関心を更に高め、相互に共同した探求学習ができると考えています。また、離島等での遠隔教育や、様々な理由により通学が困難な児童・生徒の学習参加も可能となります。さらに、教員の業務負担軽減を図ることもできると考えています。

都道府県教育委員会は、国や市区町村と十分な連携を図り、GIGAスクール構想の実現に向けて、ICT環境整備とその活用について全力で取り組んでまいります。

全国都市教育長協議会会長
群馬県高崎市教育委員会教育長 **飯野 真幸**

子供たち一人一人に資質・能力を身につけさせる主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を目指している中、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すために、これまで培ってきた教育実践の更なる深まりと最先端ICTのベストミックスは必要不可欠なものとなっています。高崎市でも先端ICT協議会を立ち上げ、産学官が一体となってICTの効果的な活用について研究を進めています。成果として全ての子どもの意見が反映されることで自己有用感が高まり、結果として深まりのある授業となっています。こうした質の高い授業がどの学級でも当たり前に実現できるよう、一層推進していきます。



文部科学省

担当 文部科学省初等中等教育局

住所 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省のホームページに、
GIGAスクール構想に関する情報が掲載されております。
ぜひご覧ください。



新型コロナウイルス感染症に係る令和3年度鳥取県高等学校入学者選抜の対応について

令和2年9月3日
高 等 学 校 課

1 これまでの県教委の対応

各県立高等学校長に対して、令和2年6月22日付けで「中学校等の臨時休業の実施等を踏まえた令和3年度鳥取県立高等学校入学者選抜等における配慮事項を踏まえた対応について」の通知を行い、令和3年度鳥取県立高等学校入学者選抜において下記のとおり対応を依頼。

(1) 令和2年5月13日付2文科初第241号文部科学省初等中等教育局長通知（以下「文科通知」という。）の配慮事項1について、例えば、次のような措置が考えられる。

（例）

- ・中学校等の部活動等において、中止となった大会等の代替大会等における実績
- ・成績を評価する。
- ・推薦入試において、大会の実績等を評価の対象としている場合、代替措置として実技検査を行う。

(2) 文科通知の配慮事項2について、新型コロナウイルス感染症に係る「出席停止」の日数が多いことをもって、入学志願者が不利益を被ることのないようにすること。

(3) 文科通知の配慮事項3について、現段階では、令和2年5月13日付けで通知した選抜方針を変更する予定はありません。

2 出題範囲について

現在の中学校等の学習状況については、夏季休業期間の短縮等により授業日数を確保することとしており、学習の遅れは回復できる見込みであることから、現時点では、学力検査の出題範囲の変更は行わないこととする。

3 検査日程について

一般入学者選抜検査（3月9日、10日）、又は一般入学者選抜追検査（3月15日）の当日に、新型コロナウイルスに感染、又は濃厚接触者であるため受検できない生徒については、再募集入学者選抜（3月25日）と同日に、当該生徒が出願している高校での特別措置による検査を行うものとする。

※なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により、方針を変更する場合もある。

1 大学入学共通テストについて

○問題作成方針の変更（令和2年1月29日大学入試センター理事長通知）
 ・国語、数学の記述問題の導入は見送り

○センター試験からの主な変更点
 ・英語の配点について、リーディング100点、リスニング100点とする
 （センター試験：リーディング200点、リスニング50点）

○大学入学共通テストについての説明会の中止
 ・高等学校等関係者を対象とした令和3年度大学入学共通テスト説明協議会（例年7月中旬実施）
 については、7月に全国7地区において開催を予定されていたが、今年度は全地区において開催中止とされた。

○令和3年度大学入学者選抜実施要項について（令和2年6月19日付け文部科学省通知）
 ・大学入学共通テストの試験期日

（受験生の選択を踏まえ、各受験生について校長が（ii）を受験することが適當かどうか判断）

（i）令和3年1月16日・17日

（ii）令和3年1月30日・31日：学業の遅れを理由に選択する者、（i）を疾病等の理由で受験できなかった者の追試験として実施

（iii）令和3年2月13日・14日：特例追試験（（ii）を選択した入学志願者が疾病等を理由に受験できなかった場合に備えて実施）

・大学入学共通テストの科目指定に配慮を行うよう努める。

例）第3学年でも履修することの多い地理歴史、公民、理科の2科目指定を1科目に減じる。
 指定科目以外の科目への変更を認める。

2 大学入学者選抜について

○令和3年度大学入学者選抜に係る大学入試英語成績提供システムの導入見送り
 （令和元年11月15日文部科学省高等教育局長通知）

○大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会の中止
 ・大学関係者、教育委員会等を対象とした令和3年度大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会（例年6月中旬開催）については、6月に東日本地区及び西日本地区において開催を予定していたが、今年度は開催中止とされた。

○総合型選抜（AO入試）、学校推薦型選抜（推薦入試）、一般選抜（一般入試）への配慮
 ・令和3年度大学入学者選抜（総合型選抜・学校推薦型選抜）における配慮事項等について、大学、専門学校に通知された。（令和2年5月14日付け文部科学省通知）

<総合型選抜・学校推薦型選抜における配慮>

・部活動の成績や資格・検定試験等の成績を評価する際には、中止・延期等となった大会や資格・検定試験等に参加できず、結果を記載できないことをもって入学志願者が不利益を被ることがないよう、評価の方法や重み付け等に配慮し、この間の個々の志願者の成果獲得に向けた努力のプロセスや入学を志願する大学で学ぼうとする意欲を多面的・総合的に評価すること。

○令和3年度大学入学者選抜実施要項について（令和2年6月19日付け文部科学省通知）

<入試日程について>

・個別学力検査について、新型コロナウィルス感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するため、各大学は次のいずれか一つの方策を必ず講ずることとする。

（ア）追試験の設定

（イ）追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替

・一般選抜、学力検査（専門学科・総合学科卒業生選抜、総合型選抜及び学校推薦型選抜）

◆個別学力検査の試験期日：令和3年2月1日から3月25日までの間

(小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法は、令和3年2月1日よりも前から実施することができる。)

- ◆入学願書受付期間：試験期日に応じて定める
- ◆合格者の決定発表：令和3年3月31日まで
- ・総合型選抜
 - ◆入学願書受付：令和2年9月15日以降に遅らせる（「9月1日以降」から変更）
 - ◆判定結果：令和2年11月1日以降に発表
- ・学校推薦型選抜
 - ◆入学願書受付：令和2年11月1日以降
 - ◆判定結果：令和2年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前までに発表
(大学入学共通テストを活用する学校推薦型選抜は前日までのなるべく早い期日)

<中止・延期等となった大会や資格・検定試験等への対応>

- ・新型コロナウイルス感染症の発生により、中止・延期等となった大会や資格・検定試験等に参加できず、その結果を部活動等の諸活動の実績や資格・検定試験等の成績として記載できない場合において、そのことをもって入学志願者が不利益を被ることがないようにする。
- ・総合型選抜及び学校推薦型選抜においては、選抜の工夫に配慮。
入学志願者の成果獲得に向けた努力のプロセスや入学を志願する大学で学ぼうとする意欲を多面的・総合的に評価。また、例えばICTを活用したオンラインによる個別面接やプレゼンテーション、大学の授業へのオンライン参加とレポートの作成、実技動画の提出、小論文等や入学後の学修計画書、大学入学希望理由書等の提出などを取り入れた選抜を行う。

<出題範囲等>

- ・個別学力検査の出題範囲等に配慮を行う。
例) 第3学年でも履修することの多い科目において解答する問題を選択できる出題方法とする、教科書において「発展的な学習内容」として記載されている内容から出題しない、出題する場合においても、設問中に補足事項等を記載。
- ・各大学が行う新型コロナウイルス感染症の影響に伴う学業の遅れに対する配慮については7月31日までに決定し、公表。

3 その他

- ・試験実施時期の感染拡大の状況によっては試験期日を改めて検討。
- ・秋以降に臨時休業が実施される状況が生じ、高等学校の卒業及び大学入学の時期が4月以降となる場合には、それに応じて試験期日等も見直す。

<県立高校の対応>

- 夏季休業期間を短縮して授業時間を確保
- 再度、臨時休業になることを想定して、ICT環境を整備するとともに、オンライン学習等の実施の検討を進めている。

令和2年度県立学校夏季休業期間及び学習の遅れを回復する方法

| 学校名 | 当初期間 | 新型コロナ対応で 変更した期間 | 対応内容 (確保した授業日数) |
|--------------|-------------|--|---|
| 1 鳥取東 | 7月23日～8月17日 | 7月30日～8月17日 | 3日間 |
| 2 鳥取西 | 7月23日～8月18日 | 8月1日～8月18日 | 5日間 |
| 3 鳥取商業 | 7月18日～8月18日 | 7月23日～8月18日 | 3日間 |
| 4 鳥取工業 | 7月23日～8月23日 | 7月28日～8月17日 | 5日間 |
| 5 鳥取湖陵 | 7月21日～8月25日 | 7月23日～8月20日 | 5日間 |
| 6 鳥取緑風(定時制) | 7月21日～8月20日 | 7月21日～8月19日 | 1日間及びもともと授業がな かった9月17日～9月23日 の3日間授業実施 |
| 鳥取緑風(通信制) | | スクーリングの曜日を工夫するなどして個別対応済み | |
| 7 青谷 | 7月23日～8月23日 | 短縮授業等で対応したため学習の遅れはない | |
| 8 岩美 | 7月21日～8月20日 | 7月23日～8月20日 | 2日間 |
| 9 八頭 | 7月23日～8月23日 | 8月1日～8月23日 | 5日間 |
| 10 智頭農林 | 7月23日～8月24日 | 臨時休業中は課題対応しており学習の遅れはない | |
| 倉吉東(全日制) | 7月18日～8月20日 | 7月31日～8月20日 | 7日間 |
| 倉吉東(定時制) | 7月17日～8月17日 | 臨時休業中は課題対応しており学習の遅れはない | |
| 12 倉吉西 | 7月23日～8月25日 | 7月23日～8月20日 | 3日間 |
| 13 倉吉農業 | 7月18日～8月24日 | 学校行事の中止等があり授業の進度は進んでいる | |
| 14 倉吉総合産業 | 7月18日～8月26日 | 学校行事の中止等があり授業の遅れは回復できている | |
| 15 鳥取中央育英 | 7月23日～8月26日 | 学校行事等の中止、短縮等により授業時間を確保するた め、夏季休業期間は短縮しない | |
| 16 米子東(全日制) | 8月1日～8月25日 | 8月3日(月)～8月7日(金)に学習補充の講習を行う 1年次生・2年次生 補充講習(45分×5限) 3年次生 オンラインでの講習(45分×6限) | |
| 米子東(定時制) | 7月23日～8月23日 | 課題や短縮授業で対応しており大幅な学習の遅れはない | |
| 17 米子西 | 7月30日～8月26日 | 8月1日～8月23日 | 5日間 |
| 18 米子 | 7月23日～8月23日 | 7月31日～8月23日 | 4日間 |
| 19 米子南 | 7月23日～8月23日 | 7月31日～8月23日 | 4日間 |
| 20 米子工業 | 7月23日～8月27日 | 8月1日～8月27日 | 5日間 |
| 21 米子白鳳(定時制) | 7月28日～8月26日 | 課題プリント(国数英の学び直し)の提出で対応 | |
| 米子白鳳(通信制) | | 必要に応じて代替または補充スクーリングで対応 | |
| 22 境 | 7月23日～8月23日 | 8月1日～8月23日 | 5日間 |
| 23 境港総合技術 | 7月21日～8月26日 | 7月22日～8月26日 | 1日間 |
| 24 日野 | 7月21日～8月23日 | 課題プリント等を活用するとともに授業で補充指導を実施 | |
| 25 盲学校 | 7月17日～8月27日 | 7月23日～8月26日 | 6日間 |
| 26 聾学校 | 7月20日～8月26日 | 7月23日～8月26日 | 3日間 |
| 27 鳥取養護 | 7月25日～8月26日 | 7月23日～8月23日 | 1日間 |
| 28 白兎養護 | 7月24日～8月25日 | 7月28日～8月26日 | 3日間 |
| 29 倉吉養護 | 7月23日～8月25日 | 7月22日～8月26日 | 増減なし |
| 30 皆生養護 | 7月25日～8月27日 | 7月23日～8月25日 | 4日間 |
| 31 米子養護 | 7月20日～8月25日 | 7月21日～8月27日 | 増減なし |
| 32 琴の浦 | 7月23日～8月23日 | 7月23日～8月23日 | 増減なし |
| 33 聾学校ひまわり分校 | 7月21日～8月26日 | 7月21日～8月26日 | 増減なし |
| 34 皆生養護皆浜分校 | 7月25日～8月27日 | 7月29日～8月27日 | 4日間 |

※特別支援学校は昨年度比で短縮日数を算出

※特別支援学校は学習の遅れはないが、今後の流行を見とおしての夏季休業短縮

令和2年度小・中・義務教育学校の夏季休業期間について

授業時間数の確保や新型コロナウィルス感染症の第2波到来等に備えるため、以下のとおり一部の市町村立学校において夏季休業期間を短縮する。

| 市町村名 | 短縮する校種・校数 | 夏季休業期間 | 短縮期間 (土、日、祝日を含む) |
|-----------------------------|-----------|---|--------------------------|
| 鳥取市 | 全校 | 全校:8/1~8/24 | 9~14日程度 |
| 米子市 (米子市日吉津村 中学校組合含む) | 全校 | (小)7/23、29~8/23 (※6年生のみ7/29開始) (中)開始時期が8/1 終了時期は学校ごとに異なる | 小学校:3~9日 中学校:9~15日 |
| 倉吉市 | 全校 | (小)7/23~8/23 (中)7/23~8/23 | 小学校:3~5日程度 中学校:2~8日程度 |
| 境港市 | 全校 | (小)7/21~8/24 (中)7/18~8/18 | 小学校:2日間 中学校:5日間 |
| 岩美町 | 全校 | (小)7/30~8/25 (中)7/30~8/25 | 小学校:7日間 中学校:7日間 |
| 智頭町 | 全校 | (小)7/23~8/25 (中)7/23~8/24 | 小学校:3日間 中学校:1日間 |
| 湯梨浜町 | 全校 | (小)7/31~8/25 (中)7/29~8/23 | 小学校:8日間 中学校:8日間 |
| 日吉津村 | 全校 | (小)7/31~8/25 | 小学校:8日間 |
| 大山町 | 全校 | (小)7/31~8/25 (中)7/23~8/20 | 小学校:8日間 中学校:4日間 |
| 南部町 | 小学校:2校 | (西伯小)7/31~8/24 (会見小)7/28~8/24 会見第二小学校及び 中学校は予定どおり | 小学校:5~8日間 |
| 伯耆町 | 全校 | (小)7/31~8/25 (中)7/31~8/24 | 小学校:8日間 中学校:8日間 |
| 日南町 | 全校 | (小)7/23~8/23 (中)7/23~8/23 | 小学校:2日間 中学校:5日間 |

※他の町においては、学校行事の精選、中止や延期により、授業時間数を確保するなど工夫を行い、学習の遅れはないため、夏季休業期間短縮を行わない。

じどうせいと 児童生徒のみなさんへ

～新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮といじめの防止について～

とつとりけんきょういくいんかいじんけんきょういくか
鳥取県教育委員会人権教育課

新型コロナウイルスへの感染が全世界で拡大する中、日本は世界と協力して感染症の拡大防止に取り組んでいますが、感染した人やその家族、治療にあたった医療関係者、特定の国の人に対する誹謗中傷や根拠のない差別的な書き込みなどがSNSなどで見られます。また、それをうのみにして拡散したりすることは、不安をさらに広げる行為です。人を傷付けるような言葉や行動は、決してあってはなりません。身近な人と確認しあつたり、科学的に考えたりすることで、間違った情報にまどわされないように落ち着いて行動しましょう。

そして、新型コロナウイルス感染症に関するいじめなどもあってはなりません。あなたの周りで不安な気持ちを抱えている人を見かけたら、優しく声をかけるなど、みんなと一緒に支えてあげてください。相手の立場にたって思いやりをもって行動しましょう。

もし心が傷付いたときは、ひとりで悩まず、すぐに家族や友達、学校の先生など、信頼できる人に相談しましょう。直接相談しにくいときは、話を聞いてくれる電話相談などの相談窓口も利用できます。

これらのことはいじめ等のすべての人権侵害について同じことが言えます。みんなが、自分も他の人も大切にし、だれもが安心して過ごせる学校を作りましょう。

【相談窓口】 (24時間いつでも無料で相談できます。)

○いじめ110番 電話:0857-28-8718

○24時間子供SOSダイヤル 電話:0120-0-78310

○いじめ相談専用メール メール:ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp



ほごしゃ <保護者のみなさまへ>

新型コロナウイルス感染症について、誤った情報による感染者、医療関係者、外国人の方等に対する差別やいじめ等が報道されています。不確かな情報に惑わされ、人権侵害につながることのないよう国や地方公共団体などの公的機関が発信する正しい情報を入手するように努めていただき、地域・家庭において、正しい理解と認識を得られるように話し合いましょう。また、子どものささいな変化に気付き、いじめに関わる心配等がある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等との連携をとるように努めてください。